

法人のお客さまの新規口座開設について（お知らせ）

当 JA では、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者に JA をご利用いただくため、法人のお客さまの口座開設に際しては 2025 年 12 月以降下記のとおり対応させていただきます。

記

1. 当 JA の事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお当 JA の事業エリアは、岩見沢市、三笠市、江別市豊幌、美唄市字大曲、字富樫、字川内、月形町字新生でございます。
2. 口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに 2 週間～1 カ月間程度お時間をいただく場合がございます。後日、審査結果をご連絡いたします。
3. 審査のためお持ちいただくものは次のとおりです。口座開設の際は改めてご来店いただき、当 JA 所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。

①法人の名称、本店や主たる事務所の所在地
・登記事項証明書（発行後 6 か月以内） ・印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内）
②法人の事業内容
・登記事項証明書（発行後 6 か月以内） ・定款または定款に相当するもの
③来店された方の氏名・住所・生年月日
・来店された方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど） ・代表者さま以外の方が来店の場合は上記のほかに、ご来店者さまと法人の関係を証明する資料（法人の委任状等）
④事業実態確認書類
・事業に必要な行政庁の許認可証 ・会社案内（パンフレット等） ・決算書類、事業計画書等 ・取引先への提案書、見積書、契約書等

※上記の必要書類は、すべて原本をご持参ください。

4. お取引の目的についてお伺いさせていただきます。
5. 実質的支配者の確認※をさせていただきます。※実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方をいい、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、その個人の方の氏名、住所、生年月日等をご申告していただく必要があります。
6. 上記審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
7. 上記追加の書類を提示いただけない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合がございます。

以上